

冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を積極的に雇用した事業主への助成金

# 建設工事等平準化対策助成金

## 対象となる事業主

下記1、2、3のすべてを満たす事業主

- 1 雇用保険適用事業所(雇用保険法第5条)
- 2 協議会を構成する8町に事業所を有する事業主
- 3 労働関係帳簿(出勤簿・賃金台帳・季節労働者名簿など)を整備し保管している事業主

## 対象となる労働者

- 協議会を構成する8町にお住まいの季節労働者で、協議会の人材バンクに登録している方
- 短期雇用特例被保険者として雇用されている方
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(平成28年4月1日より前に離職した方を除く。)
- 離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者の種類が短期雇用特例被保険者であった方(前々職に係る離職が平成28年4月1日より前であった方は除く。)

## 対象となる経費

事業主が、平成29年12月1日から平成30年3月10日までの間に該当工事に従事した対象労働者に支払った賃金

対象となる労働者雇用人数	助成金額(1人あたり)
実人数5人以上雇用	日額1,000円(限度額10万円)
実人数10人以上雇用	日額1,000円(限度額25万円)

※1日あたりの就労時間は4時間以上とする。  
※協議会の予算の範囲内とする。

## 手続き

助成金の交付を受けようとする事業主は、該当工事完了後20日以内又は平成30年3月25日のいずれか早い日までに協議会が指定する様式で、下記書類を添付し申請してください。

- 1 雇用保険適用事業所設置届事業主控の写し
- 2 工事期間が確認できる工事請負契約書等の写し
- 3 対象労働者への賃金支払い状況が確認できる賃金台帳及び出勤簿等の写し
- 4 季節労働者名簿

## お問い合わせ先

十勝北西部通年雇用促進協議会	〒080-0198 河東郡音更町元町2番地 音更町役場商工観光課内 TEL 0155-42-5411 FAX 0155-42-5412
ハローワーク帯広(帯広公共職業安定所)	〒080-8609 帯広市西5条南5丁目2番地 TEL 0155-23-8296
北海道労働局職業安定部 職業対策課	〒065-0807 札幌市北区北7条西2丁目20 TEL 011-788-9132
北海道労働局職業安定部 職業対策課分室 雇用対策係	〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1札幌第一合同庁舎3階 TEL 011-709-2311

## 十勝北西部通年雇用促進協議会

〒080-0198 河東郡音更町元町2番地 音更町役場1階商工観光課内  
TEL.0155-42-5411 FAX.0155-42-5412  
E-mail : tokachihokuseibu@movie.ocn.ne.jp

季節労働者専用ダイヤル



0120-980-454

雇用相談窓口のご利用は  
月～金曜日の9時～17時です。

※土・日・祝日・年末年始(12/31-1/5)はお休みです

